

8月31日まで
期間延長

温泉宿泊施設等利用促進事業

日帰り入浴…1,000円、宿泊…2,000円を助成



市では、自粛ストレスの解消と市内温泉宿泊施設や物産観光事業者の経営支援を行うため「温泉宿泊施設等利用促進事業」を実施。市内温泉施設などを利用した場合の費用を助成しています。

8月1日から、同制度の対象を市民または市内事業所に勤務する人に限定し、助成期間を8月31日まで延長して実施します。

■対象 市民または市内事業所に勤務する人
※団体利用の目安は20人程度

■助成期間 8月1日(土)～31日(月)

■利用方法

- ①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約
- ②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出

※運転免許証や社員証など、居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください

③助成額を差し引いた利用料を支払う

■助成額

○日帰り入浴支援…利用者1人当たり1,000円
※2,000円(消費税込み)未満のプランは対象外

○宿泊支援…利用者1人当たり2,000円
※4,000円(消費税込み)未満のプランは対象外

*対象施設は市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

県が支援「岩手(じもと)に泊まるなら地元割クーポン」を配布

県では、期間中に往復はがきで応募のあった人(応募多数の場合は抽選)に対し、県内の宿泊施設で使用できる2,000円分の割引クーポン券を配布しています。同クーポンは、他の割引制度と併用することができます。

■利用期間 9月30日(水)まで
■応募期限 8月9日(日)必着

■問い合わせ窓口 泊まるなら地元割クーポン窓口(☎019-601-8161)

*応募方法など詳しくは、同クーポン専用ホームページをご覧ください



国が国内旅行費の一部を支援「Go To トラベル事業」

国では、国内旅行代金の一部を支援しています。

■対象 国内旅行(宿泊・日帰り)をする市民
※東京都が目的地となっている旅行などは、本事業の対象外(7月21日時点)

■助成期間 予算がなくなり次第終了

■利用方法 次のいずれかの方法により利用
▶旅行後にGoToトラベル事務局に申請し、後日、割引相当額の還付を受ける▶旅行代理店や旅行予約サイトなどで助成額が差し引かれた旅行商品を購入する
※詳しくは、右記問い合わせ窓口へ

■助成額 旅行代金の35% (宿泊1人当たり14,000円、日帰り1人当たり7,000円を上限)

〔助成例〕

10,000円(消費税込み、入湯税別)の宿泊施

設を利用し、国の「GoToキャンペーン割引」、県の「岩手に泊まるなら地元割クーポン」、市の「温泉宿泊施設等利用促進事業」の支援を併用した場合の自己負担額

区分	内容
① 旅行費用	10,000円(消費税込み、入湯税別)
② GoTo割引	3,500円(①×35%)…国
③ 地元割クーポン	2,000円…県
④ 温泉宿泊施設等利用促進事業	2,000円…市(宿泊の場合)
⑤ 自己負担額	2,500円(①-②-③-④)

■問い合わせ窓口 GoToトラベル事務局(一般利用者向け ☎03-3548-0520、事業者向け ☎03-3548-0525)[土・日曜日、祝日は休業]

*8月1日以降、毎日問い合わせ可能な窓口が開設される予定です。詳しくは、観光庁ホームページをご確認ください



中小企業者などが対象

地域企業感染症対策等支援事業費補助金の申請を受け付け



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店などを応援するため、市内対象店舗でキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済(*)した場合に、支払額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)を還元するキャンペーンを実施します。
*PayPay残高、ヤフーカード、PayPay後払い(一括)による決済が対象です

■期間 8月1日(土)[午前0時]～9月30日(水)[午後11時59分]

■内容

キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)が付与されます。
※PayPay 1アカウントにつき1決済当たりの付与上限は4,000円相当(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayボーナスを付与)、期間中の付与合計上限は20,000円相当

■PayPayボーナス付与

ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。

■対象店舗

市内PayPay加盟店舗のうち、市とPayPayが対象店舗として指定した市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主となります。
※コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン、温泉宿泊施設等利用促進事業の対象施設、公的医療・介護保険の適用となる医療機関などは対象外です

*利用できる対象店舗は642カ所(7月21日現在)です。一覧は市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)

県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む県内の中小企業者などを対象に、店舗の改装やテイクアウト、移動販売への業務転換を行う場合などに要する経費を支援します。

■対象 市内に事業所がある中小企業者など
※業種ごとに要件があります

■補助対象経費

区分	内容
店舗における感染症対策経費	空気換気設備導入や抗ウイルス塗料を用いた内装工事に要する経費など
飲食店における業務転換(テイクアウト、移動販売など)経費	広告掲載やホームページ作成、宅配バイクリースに要する経費など
道路旅客運送業などにおける感染症対策経費	待合所の消毒作業や飛沫感染を防ぐための備品購入に要する経費など

■補助率 10分の10(1店舗・事業所当たり10万円が限度(税抜き))

※店舗および飲食店における消耗品費は、1店舗・事業所当たり3万円が上限

■補助対象期間 4月1日～12月31日
※上記期間内に支払いが完了したものに限り

■申請期限 令和3年1月上旬(予定)

■申請方法 申請書に必要事項を記入し、▶支出内容が確認できる書類▶口座通帳の写し▶申請者確認書類(個人事業主、法人、その他団体、中小企業者を構成員とする団体によって異なります)の写しを添えて、下記へ郵送で提出

*申請様式は、花巻商工会議所窓口に備え付けているほか、同会議所ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】花巻商工会議所(〒025-0075 花巻町10-27 ☎23-3381)